

平成24年千葉市教育委員会会議
第2回臨時会会議録

千葉市教育委員会

平成24年千葉市教育委員会会議第2回臨時会会議録

日時 平成24年8月1日(水)

午後2時00分開会

午後3時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 内山 英夫
委 員 梅谷 忠勇
委 員 和田 麻理
委 員 篠原ともえ
委 員 中野 義澄
教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 小池よね子 指 導 課 長 大久保良孝
教 育 総 務 部 長 竹川 幸夫 総 務 課 総 括 主 幹 久我 千晶
学 校 教 育 部 長 磯野 和美 学 事 課 調 整 主 幹 行木 浩
生 涯 学 習 部 長 原 誠司 総 務 課 主 幹 内山 健
千 葉 高 等 学 校 長 布留川 厚 指 導 課 主 幹 山本 幸人
稻 毛 高 等 学 校 長 山本 昭裕 指 導 課 長 補 佐 小坂 裕皇
養 護 学 校 長 塙 久美子 指 導 課 主 幹 補 佐 黒川 章子
総 務 課 長 初芝 勤 指 導 課 主 幹 補 佐 福本 順
学 事 課 長 佐藤 宏喜

書 記 総 務 課 長 補 佐 南 久志 総 務 課 主 任 主 事 藤井 拓也
総 務 課 委 員 会 係 長 土肥 慶典 総 務 課 主 任 主 事 今津 剛
総 務 課 人 事 係 長 鴫田 昌奈 総 務 課 主 任 主 事 片岡比佐史
総 務 課 主 査 補 諏訪 瑞穂

- 1 開会
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
内山委員長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
平成24年8月1日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第33号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 臨時代理報告
報告第3号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について
総務課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第29号 平成25年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
教育次長及び指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第30号 平成25年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について
千葉高等学校長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第31号 平成25年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について
稲毛高等学校長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第32号 平成25年度使用千葉市立高等特別支援学校用教科用図書の採択について
指導課長及び養護学校長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第33号 職員の処分について

総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告第3号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

内山委員長 総務課長、報告をお願いします。

総務課長 「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき教育長の臨時代理により処理しましたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

この改正は、国において、人事院規則が改正されたことを受け、規程の一部を改正したものです。

具体的には、白血病等の有効な治療法である移植療法のドナーとなる場合に適用する特別休暇の要件として、従来の骨髄を提供する場合に加え、末しょう血幹細胞を提供する場合も休暇の対象に加えました。

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則などについても、同様の改正が行われております。

なお、施行期日は、平成24年8月1日です。

議案第29号 平成25年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

内山委員長 教育次長、指導課長、説明をお願いします。

教育次長 「平成25年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について」、説明します。

私からは、これまでの教科用図書選定作業の概要について説明します。

先の6月27日の第6回定例教育委員会議で議決いただきました「平成25年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針」に基づき、千葉市教科用図書選定委員会を7月2日に設置しました。

また、7月6日には、専門調査員を3名任命し、専門調査員会を設置し、教科用図書の調査研究を進めてまいりました。

専門調査員会の調査結果の報告をもとに、7月26日に第2回の選定委員会を実施し、協議の上、選定結果をまとめました。

その内容等につきましては、指導課長より、説明します。

指導課長 今回、採択をお願いするのは、平成25年度使用学校教育法附則9条の規定による教科用図書に登載されている教科用図書で、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によ

り、平成25年度に特別支援学校及び特別支援学級で使用するものです。

それでは、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について、報告します。

特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の教科用図書については、文部科学省検定済教科用図書及び文部科学省著作教科用図書の該当学年用を使用することが原則となっていますが、児童生徒の実態により、適切でない場合は、学校教育法附則第9条の規定により、一般図書を選択することができます。

まず、視覚障害のある児童生徒の教科用図書についてですが、千葉市立の特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒の該当者はありません。通常学級の中に、拡大教科用図書を使用している児童生徒が小学校4名、中学校3名の計7名おります。

次に、千葉市の特別支援学校及び特別支援学級で学ぶ児童生徒の多くは、知的障害があります。児童生徒一人ひとりの発達段階がさまざまであることと、障害の特性も多様であることから、できるだけ児童生徒の実態に対応できるようにするため、文部科学省検定済教科用図書、文部科学省著作の特別支援学校用教科用図書とあわせて、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を採択していただきたいと考えます。

学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定した観点についてですが、まず内容については、障害の状況や発達の状況への配慮や工夫、日常生活との関連、教材の分量、学習を促す教材の配慮の4つの観点から、また、2つ目の組織・配列については、発達に即した系統性、無理のない教材配列の2つの観点から、また、表現については、用字・用語・表現、図表・写真・絵、配色・色彩の3つの観点から、また、最後に造本については、紙質・製本、表紙・装丁、扱いやすさの3つの観点から報告書を作成しました。

それでは、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、合計84冊について報告します。

千葉県教育委員会から示された一般図書一覧の備考欄に星印が記載されたものは、本年度新たに県から示された図書です。また、一番右の選定欄に◎または○印が記載されたものが、今回採択を希望する図書です。○が昨年度に引き続き、◎が今年度新た

に希望する図書になります。

初めに、国語について報告します。

県教育委員会から39冊が示されましたが、そのうち29冊を選定しました。

昨年度から継続して選定した図書は26冊ですが、これは、指導の継続性や児童生徒に親しまれている図書が多いためです。

また、新規に選定した図書は、今年度、新たに県教育委員会で選定された図書3冊です。

1冊目は、「五味太郎・言葉図鑑5 つなぎのことば」です。助詞を取り入れた文章と身近な場面の絵をわかりやすく表し、絵を楽しむ段階から言葉の使い分けの段階まで使用できるよう工夫されております。

2冊目は、「木村裕一・しかけ絵本1 みんなみんなみーつけた」です。かくれんぼ遊びという身近な題材が取り上げられており、動物を見つけることを楽しみながら読むことができるようになっています。

3冊目は、「ともだちだいすき2 おべんとうなあに？」です。日常生活で子どもが楽しみな場面が取り上げられており、簡潔でリズムカルに話が展開するなど、子どもが興味をひく内容になっています。国語については、以上です。

次に、算数・数学について報告します。

県教育委員会から26冊が示されましたが、そのうち17冊を選定しました。

17冊全てが昨年度から継続して選定した図書ですが、これも指導の継続性や児童生徒に親しまれている図書が多いためです。

新規に選定した図書は、今年度、県教育委員会で新たに選定された図書がなかったため、ありません。算数・数学については、以上です。

次に、生活・社会について報告します。

県教育委員会から28冊が示されましたが、そのうち20冊を選定しました。

昨年度から継続して選んだ図書は19冊ですが、これも指導の継続性や児童生徒に親しまれている図書が多いためです。

また、新規に選定した図書は、今年度、新たに県教育委員会で選定された図書1冊で、「げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき！」です。体を健康に保つための食物の取り方や、消

化のしくみがわかりやすい言葉と絵で描かれており、健康や栄養素、消化と順を追って活用できるように工夫されています。

昨年度は、「遊びの王様図鑑1 からだ」を選定していましたが、今年度は県教育委員会で選定されていないため、市でも選定しておりません。生活・社会については、以上です。

続いて、職業・家庭について報告します。

県教育委員会から17冊が示されましたが、そのうち12冊を選定しました。

昨年度から継続して選んだ図書は11冊ですが、これも指導の継続性や児童生徒に親しまれている図書が多いためです。

また、新規に選定した図書は、今年度、新たに県教育委員会で選定された図書1冊で、「21世紀幼稚園百科 からだのふしぎ」です。日常生活や社会生活に必要な知識が簡単な言葉で説明されており、体の部位の名称や働きについて知り、健康について学習できるように工夫されています。職業・家庭については、以上です。

最後に、外国語について報告します。

県教育委員会から示された6冊全てを選定しましたが、これら全てが昨年度から継続して選定した図書になります。これも指導の継続性や、児童生徒に親しまれている図書が多いためです。

新規に選定した図書は、今年度、県教育委員会で新たに選定された図書がなかったため、ありません。

以上で全ての報告を終わります。

今、本をお配りします。

梅谷委員 県で選定された一覧の中から選ばれていると思いますが、継続性は非常に大事なことだと思います。

また、それ以外に新規のものも若干選ばれていますが、昨年度と比べて、図書の選定に当たって特に配慮したというようなことがあれば、ご説明いただければと思います。

黒川主任指導主事 選定の観点については、さきほど指導課長から説明のあった4つの観点から見ていくということで、昨年度と今年度で変わったところはありません。現在の子どもたちの実態に合った図書を選定しております。

梅谷委員 昨年度と同じ採択基準ということでしょうか。採択に当たって、選定の過程で配慮されたとか、そういうことはありますか。

黒川主任指導主事 今回、県の教育委員会で新しく採択されたものが6冊ありま

すが、その中で今回、千葉市として選定したものは5冊です。

千葉市で選定しなかった1冊についてですが、音楽であれば、こういう機械的な音ではなく本物の楽器の音を聞かせることが大切であると考えたからです。

体験を重視することや、日常生活と関連があるものということで、子どもたちの普段の生活を考えながら、新しいものの選定を行いました。

議案第30号 平成25年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について

内山委員長 千葉高等学校長、説明をお願いします。

千葉高等学校長 「平成25年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について」、説明します。

市立千葉高校においては、去る7月9日に校内での教科書選定委員会を開き、各教科主任、教務関係者、そして管理職の出席のもと、来年度の教科書を選定しました。

来年度より新教育課程が本格実施となることから、1年生については、教科書がほぼ全面的に新しくなります。

また、理数科目については、本年度から先行実施をしているため、一部科目については、昨年度採用したものをそのまま使用する形になります。

内容については、議案書及び選定理由書をご覧ください。

なお、理数科については、理数数学という科目に対応している教科書はありませんので、一般的な数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A等の教科書を複数使用して学習していることを申し添えます。

篠原委員 物理基礎と物理ⅠとⅡの発行者が違うのはなぜでしょうか。

千葉高等学校長 1年生が使用する物理基礎は新学習指導要領に基づく新しい教科書ですが、3年生が使用する物理Ⅰ、Ⅱは旧課程に基づく教科書であるためです。

また、新しい教科書の採択については、生徒の学習のしやすさを観点に採択しています。

中野委員 まず、選定理由書を見ていますと、受験の対策としてということが大きいようですが、選定理由の基本的な部分は、やはり受験なのか、それとも分かりやすさなのか、その辺りについて教えてください。

千葉高等学校長 保護者の要望の一番大きなところは、高校を卒業して大学へ進学するということになります。

実際、91%の生徒が大学へ進学していますので、やはりそれを第一に考えざるを得ません。

ですので、難関大学にも対応し得る教科書ということで、内容の豊富さ、記述の詳細さというところをまず見ております。

また、あわせて、生徒の分かりやすさという意味では、学習のしやすさも重要です。例え難解であっても、ステップを踏んでいけば理解できるといった学習のしやすさも含めて、選定しております。

この辺りは実に悩ましいところですが、特に主要教科については、受験を意識せざるを得ないところが現状でございます。

中野委員 もう一つ伺いますが、理数科に入学した生徒は、将来自分は理数系に進もうと思って入ってきていると思いますが、実際に入学してみたら文系の方が向いているのではないかと思うようなことはないのでしょうか。

もしあった場合、対応できるような内容になっているのでしょうか。

千葉高等学校長 確かに理数科に入ったものの、理科、数学が思うほど好きではなかったとする生徒は実際におります。

その場合ですが、例えば数学や物理の授業においては、クラスを分割し、理系の生徒と比較的文系の生徒とを分けて授業を行っております。また、進学等の相談にも応じているところです。

和田委員 確認のようなことになってしまいますが、先ほどの説明でもあったように、新しく学習指導要領が実施されるということで、カリキュラムや教科そのものの名前、そして各教科を開始する年度が、昨年度と比べてかなり変動があったように思います。

それはやはり、学習指導要領が新しくなるということに伴ってということでしょうか。

千葉高等学校長 そのとおりです。

新しい科目が示されたことにより、学習の順序や組み合わせ等をいろいろ考えております。

和田委員 あともう1点ですが、今年度から教科用図書が変更になる教科がいくつかあるということをご説明いただきましたが、4月から新しく変わった教科用図書を使ってみて、生徒たちの学習状況や教えやすさなど、何かお気づきの点がありましたら教えてください。

千葉高等学校長 主に英語の教科書が変わりましたが、教科担当の方からは、変

えてよかったという話がありました。

また、ALTの話もあり、生徒が一生懸命勉強しているということなので、新しい教科書が良い結果をもたらしていると考えています。

議案第31号 平成25年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について

内山委員長 稲毛高等学校長、説明をお願いします。

稲毛高等学校長 「平成25年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について」、説明します。

稲毛高校においては、校長、副校長、教頭、教務主任、教務部の教科書担当、各教科の教科主任、進路指導主任、国際交流部長、中高一貫教育推進室長からなる教科書選定委員会を委嘱し、各教科及びこの教科書選定委員会において、教科書選定の事務手続を進めてまいりました。

5月8日に平成25年度高等学校教科書選定連絡会議が開かれ、県教育委員会より教科書選定についての全体説明がありました。本校からは、教務主任が出席しております。

そして、県教育委員会からの通知、平成25年度使用教科書需要数の報告について、市教育委員会からの通知、平成25年度主要高等学校及び特別支援学校高等部用教科用図書の選定についてを受け、各教科において教科書選定に関する検討に入りました。

各教科では、本校の教育方針や教育目標に沿ったものであることに留意し、生徒の学力に適応する内容や質であること、基礎学力の定着及び学習意欲の高揚が図れること、生徒一人一人の能力の伸長・開発を深めること等を選定の観点としました。

さらに、全校で取り組んでいる英語教育、国際理解教育の推進からも、諸外国の文化や歴史に興味関心を持ち、その理解を深めること、英語を含むコミュニケーション能力の育成を図れること、我が国の文化や歴史について、しっかりとした教養を持つことができるようにすること等を選定の観点としました。

7月5日の教科書選定委員会において、各教科から出された選定理由をもとに審議し、校長が総合的に判断した上で、次年度使用教科書の選定を行ったところです。選定の内容につきましては、議案書及び選定理由書をご覧ください。

平成25年度本校使用教科書の概要ですが、変更したものについては、主に学習指導要領の変更によるものです。

新しい学習指導要領の先行実施をした理科と数学については、1年の教科書は昨年と同じもの、2年の教科書は変更となります。その他の教科については、1年で使用する教科書全てが変更となります。

1年次、普通科では8教科16冊を使用し、国際教養科では、普通科目7教科11冊、専門科目2教科4冊を使用します。

2年次、普通科では8教科15冊を使用し、国際教養科では、普通科目6教科8冊、専門科目1教科2冊を使用します。

3年次、普通科では6教科14冊を使用し、国際教養科では、普通科目4教科6冊、専門教科1教科1冊を使用します。

基本的に3年次は変更ありません。本校の独自設定科目である国際教養科の外国文芸、専門科目である時事英語、異文化理解、ドイツ語、フランス語、中国語等で使用する教科書については、必要な手続を経た上で使用することとしております。

説明は以上です。

和田委員 国際教養科の教科の中で、地域研究という科目があります。採択する教科書に関しては普通科の地理と変わらないようです。

具体的に普通科の地理と国際教養科の地域研究には、どのような違いがあって授業を進めているのか教えてください。

稲毛高等学校長 地域研究ですが、国際教養科1年で履修しており、主に世界を地域ごとに分け、自然環境や社会環境に関連づけて学習を進めている教科です。

さらに、日本と世界の政治、経済、歴史、文化、思想についての理解や、国際関係に関わる問題についても理解できるように指導するというので、若干、普通科とは異なっています。

和田委員 教科書は同じであっても、それに補足する形で先生方も教えられることの幅が広がったり、補足をするようなプリントなどの資料が配られたりということもあるのでしょうか。

稲毛高等学校長 先生一人ひとりの創意工夫や付加価値をつけた授業展開という事で対応しています。

和田委員 もう1点質問しますが、日本史について、これまでは日本史Aを取られていたかと思いますが、次年度から日本史Bになることについて、お考えを教えてください。

稲毛高等学校長 日本史Aは、週当たり2時間の授業時間に合うように、近現代史に焦点を当てた教科であり、日本史Bは、週当たり4時間の授業時間で、我が国の歴史の展開を古代から現代まで世界史的

な視野で勉強していくという教科です。

この教科変更については、生徒の学力に応じて一歩先へ進んだものをご理解いただければと思います。

内山委員長 先ほど千葉高等学校の質問でも出ましたが、同じような観点ですね。生徒の気持ちとして、例えば受験の問題等、身近な問題として感じると思います。

稲毛高等学校長 本校は、今回初めて附属中学校の生徒が3年生になりますが、一応、高校2年までに大まかなところを進め、3年は応用期ということで、受験に向けて取り組むという姿勢で進めております。

議案第32号 平成25年度使用千葉市立高等特別支援学校用教科用図書の採択について

内山委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 「平成25年度千葉市立高等特別支援学校で使用する教科用図書の採択について」、説明します。

本来は高等学校と同様に、校長が教科用図書を選定するところですが、高等特別支援学校が平成25年4月開校になることから、開設準備委員会委員長である千葉市立養護学校長が選定委員会を開催し、開設準備委員会において選定を行ってまいりました。

この内容につきまして、開設準備委員会委員長より説明します。

養護学校長 平成25年度に使用する教科書について、高等特別支援学校開設準備室で検討された候補案が出され、7月23日に私を含めて、選定会議を開催しました。

まず、特別支援学校の高等部用として選定された教科書はありませんので、生徒の実態に即したものを活用して授業を進めていきたいと思っております。

次に、採択を希望する光村図書の「美術Ⅰ」ですが、高等学校用の文部科学省検定済み教科書です。内容を全て理解させることが狙いではなく、3年間を通して生徒の状況に応じて活用していきたいと考えております。

まず、「造形の基本」ですが、そこには授業に活用できることが多くあります。続いて「鑑賞」では、鑑賞の教材によって芸術性の高い作品に触れられる機会を作ることができ、生徒一人ひとりの知識や興味が広がることと考えます。県内にある高等特別支援学校や分校でもこの教科書を活用しており、効果を上げていることから「美術Ⅰ」の採択を希望します。

なお、その他の教科につきましては、生徒の実態に即した選定本がありませんので、一般図書の中から、準教科書として活用したいと考えております。

内山委員長 「美術Ⅰ」とは、なかなかしっかりした本ですね。

養護学校長 すごく色彩も綺麗ですし、生徒たちが興味関心を持つのではないかなと思っております。

志村教育長 これは稲毛高校の生徒も使うようですね。

養護学校長 稲毛高校は1年生で1冊ですが、私どもは今のところ3年間で1冊というふうに考えております。

ただ、どういう生徒が入学しているかまだ分からないので、まずは1年間「美術Ⅰ」使ってみて、次は「美術Ⅱ」も必要になってくる生徒がいたら、そのように考えていきたいと思っておりますが、今は「美術Ⅰ」を3年間使う予定です。

志村教育長 これまで、養護学校の高等部では、教科書を使った経験はありますか。

養護学校長 本校の生徒たちは、教科書は使っておりません。

教科学習をしておりませんので、課題学習という名称で、科目ごとに全てプリントを使って、一人ひとりの生徒に応じて授業を行っています。これらを保存し、生徒の実態に応じて毎年変えていくという形で学習はしております。

志村教育長 ということは、かばんを持って登校していないのですか。

養護学校長 かばんは持っております。かばんの中には連絡帳、筆記用具等が入っていますし、今お話ししましたように、プリント学習のファイル等も入っています。ノートもありますが、教科書はありません。

志村教育長 今度は、この教科書もかばんに入れて登校することになるのですか。

養護学校長 今のところそのつもりです。そんなに重くはないと思うので、行き帰りで持ち運びして、家庭でも見るというようにしていきたいなと思っております。

議案第33号 職員の処分について

委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 「職員の処分について」、説明します。

本件は、「職員による痴漢事件」に関する職員の処分に係るものです。

事件の概要は、平成24年4月10日に通勤中の電車内にお

